

◎犯罪による収益の移転防止に関する

法律の一部を改正する法律

(平成二六年一月二七日法律第一一七号)

一、提案理由(平成二六年一〇月三十一日・衆議院内閣委員会)

○山谷国務大臣　ただいま議題となりました犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案及び国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

まず、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。

この法律案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届け出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充等について定めることをその内容としております。

以下、項目ごとにその概要を御説明いたします。

第一は、疑わしい取引の届け出に関する判断の方法に関する規定の整備についてであります。

これは、疑わしい取引の届け出を行うかどうかの判断について、特定事業者は、取引時確認の結果等に加え、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める方法により行わなければならないこととするものであります。

また、この犯罪収益移転危険度調査書については、犯罪による収益の移転の危険性の程度等を記載することとし、毎年、国家公安委員会が作成、公表することとするものであります。

第二は、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備についてであります。

これは、業として為替取引を行う特定事業者は、外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的にまたは反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在為替取引業者が取引時確認等に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならないこととするものであります。

第三は、特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充についてであります。

これは、取引時確認等の措置の的確な実施のため特定事業者

が講ずるように努めなければならない措置として、取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成、業務を統括管理する者の選任等を追加することとするものであります。

なお、この法律の施行期日は、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に関する規定については公布の日、その他の部分については公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

.....(略).....

以上が、両法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

二、衆議院内閣委員長報告(平成二六年一月六日)

○井上信治君　ただいま議題となりました各法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届け出に関する判断の方法等を定めるものであります。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律

.....(略).....

両法律案は、去る十月三十日本委員会に付託され、翌三十一日山谷国家公安委員会委員長から提案理由の説明を聴取しました。次いで、昨十一月五日、質疑を行い、質疑終局後、順次採決いたしましたところ、両法律案はいずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告(平成二六年一月一九日)

○大島九州男君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果の御報告を申し上げます。

まず、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等を定めようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、金融

機関等と警察庁の連携に向けた取組、疑わしい取引に係る情報の警察庁における取扱い、公告国際テロリストの指定に際し誤認や恣意的な運用を防止する方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、各派に属しない議員の山本委員より両法律案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。